

Naima Travel 受注型企画旅行契約取引条件説明書

この書面は Naima Travel(ナイマトラベル)(以下、「当方」といいます。)が、お客様からのご依頼により受注型企画旅行の手配、実施をお引き受けしようとする場合は、旅行業法第十二条の四に定める取引条件の説明書面となり、受注型企画旅行契約が成立した場合は、同法第十二条の五に定める契約書面の一部となります。

一、受注型企画旅行

- 1.「受注型企画旅行」とは、当方お客様からのご依頼により旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送・宿泊・その他の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。)の内容、及びお客様が当方に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 2.当方は、「受注型企画旅行契約」(以下、「旅行契約」といいます。)において、お客様が当方の定める旅行日程にしがたい、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊・その他の旅行サービスの提供を受けることが出来るように手配し、その旅程を管理することを引き受けます。

二、手配代行者

- 1.当方は、旅行契約の履行にあたりその手配の全部、または一部を本邦内、あるいは本邦外の他の旅行者、手配業者、その補助者に代行をさせます。

三、企画書面の交付

- 1.当方は、お客様からご依頼があったとき、お客様のご依頼内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの手配内容、旅行代金、その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した「見積書」を交付します。この「見積書」を企画書面といいます。企画書面において、契約書面を兼ねる場合があります。
- 2.当方は、企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下、「企画料金」といいます。)を明示する場合があります。

四、旅行契約の申し込み

- 1.当方が作成した企画の内容について、受注型企画旅行契約の申し込みをしようとするお客様は、所定の旅行申込書に必要事項を全て記入の上、当方が別に定める金額(原則、旅行代金総額の20%以上)の申込金とともに所定の期日(原則、当方より「旅行申込書」、「契約書面」を送信後、4日以内)までに当方へ提出していただきます。旅行契約の申し込みの日が、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前20日目に当たる日以降の場合は旅行代金の全額と、必要事項を全て記入済の旅行申込書を提出していただきます。
- 2.申込金は、旅行代金(企画料金を含みます。)、取消料金、違約金、その他のお客様が当方に支払う金銭の一部に充当します。
- 3.当方は、団体・グループを構成する旅行者(お客様)の代表としての契約責任者から旅行契約の申し込みがあった場合は、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

五、契約締結の拒否

- 1.当方は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
 - ・当方の業務上の都合があるとき。
 - ・お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
 - ・お客様が旅行を安全且つ、円滑に進めることが不可能な状態であると当方が判断したとき。

六、旅行契約の成立時期

- 1.当該旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金等の金銭を受領したときに成立します。通信契約においては、申込金等の金銭を受領し、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したとき(正式旅行申込手続完了後)に成立するものとします。ただし、申込金等の金銭の支払いを受けることなく契約の締結の承諾のみにより旅行契約を成立させ、手配を開始する場合があります。この場合は契約書面に記載した年・月・日に旅行契約が成立するものとします。
- 2.旅行契約成立後であっても、お客様から当社へ旅行申込書、その他の必要書類の提出がなされない場合には当該旅行契約を解除することがあります。この場合お客様には、所定の取消料金等をお支払いいただきます。

七、契約書面の交付

- 1.当社は、お客様からのご依頼があったとき、旅行日程、旅行サービスの手配内容、旅行代金、その他の旅行条件に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- 2.当社が当該旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。
- 3.企画書面においてすでに契約書面を兼ねる場合は、契約の成立前に当社が交付した企画書面が当該契約書面となります。
- 4.当社は、契約書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下、「企画料金」といいます。)を明示する場合があります。

八、申し込み条件

- 1.未成年の方の申し込み時には、保護者の方の同意書を提出して頂きます。必ず事前にお申し出下さい。同意書無しでの申し込みはお受けできません。
- 2.幼児料金、子供料金の適用がある各種旅行サービスの場合は、旅行開始日を基準として満2歳未満の子どもに幼児料金、満2歳以上12歳未満の子どもに子供料金を適用します。ただし、設定のない場合は、この限りではありません。
- 3.75歳以上の方、妊娠中の方、健康を害している方、何らかの障害をお持ちの方は必ず事前にお申し出下さい。医師の診断書、当社が必要と認めた書類などの提出をして頂きます。その他、運送機関などの諸事情により介護の方の同伴をいただいたり、旅程の変更、場合によっては、申し込みをお断りさせて頂く場合があります。
- 4.旅行に参加するにあたり特別な措置が必要な場合は、当社は可能な範囲内でこれに応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要した費用は全てお客様の負担とし、お支払いいただきます。また、お客様が旅行中に上記健康障害などの事由により、医師の診察、または入院などを必要とする状態になった場合は、これらにかかわる諸費用の一切はお客様の負担とします。尚、これによるお客様への身体的、精神的損害は、当社がその責任を負うものではありません。

九、確定書面の交付

- 1.契約書面において確定された旅行日程(運送機関の便名、及び発・着時間等を含む)、または運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関の等級、旅行計画上重要な運送機関の名称等を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前八日目に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- 2.前項1.の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 3.確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。当社では、確定書面のことを「最終確認メール」と呼びます。

十、旅行代金とその支払時期、及び支払方法

- 1.旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は旅行開始日前までの当方が別に定める期日(原則、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前16日目に当たる日)までに、全額の支払いを完了していただきます。
- 2.旅行代金の支払いは、全て当方指定の銀行口座へのお振込みとしていただきます。振込みにかかわる一切の手数料は、お客様の負担とします。尚、領収書の発行は致しておりません。領収書の発行をご希望の場合は、別途、印紙代、送料をお支払いいただきます。
- 3.クレジットカードでの支払いは、お受けいたしておりません。

十一、旅行代金に含まれるもの

- 1.当該旅行計画作成にかかる企画料金
- 2.その他、契約書面に記載のある旅行サービスの料金

十二、旅行代金に含まれないもの

- 1.渡航手続き諸経費(旅券・査証料金、予防接種料金、各種渡航手続代行料金等)
- 2.日本国内の空港施設使用料、及び燃油サーチャージ、航空保険料、航空諸税、空港税、出入国税
- 3.傷害・疾病に関する医療費、盗難、その他の事故、災害発生時の援助などにかかわる諸費用
- 4.任意海外旅行保険、災害、損害保険等
- 5.自由行動中の費用、お客様の個人的費用、追加費用等
- 6.その他、契約書面に記載のない全ての旅行サービスの料金

十三、契約内容の変更

- 1.当方はお客様から契約内容の変更の求めがあったときは、可能な限りその求めに応じます。この場合、当方は旅行代金の額を変更することがあります。
- 2.電話での契約内容の変更はお受けできません。契約内容の変更の申し出は必ずメール、またはファックスで、当方の営業時間内にご通知下さい。
- 3.当方はお客様から契約内容の変更の求めがあったときは、可能な限りその求めに応じます。しかしながらその変更が、旅行の開始時期であって、3ヶ月以上先(または前)への変更の場合は、一旦取り消し扱いとなります。また、企画の内容によっては旅行の開始時期の変更が不可能な場合があります。
- 4.旅行参加者の交替・変更は原則的に出来ませんが、現地の地上手配のみ(国際線航空券(日本発・着)の手配を含む場合は、旅行参加者の交替・変更は出来ません。)の場合はその限りではありません。その都度お問合せ下さい。

十四、旅行代金の額の変更

- 1.当方はお客様から契約内容の変更の求めがあったときは、可能な限りその求めに応じます。この場合、当方は旅行代金の額を変更する場合があります。(その変更の内容によっては、変更により提供を受けることができなくなった旅行サービスに対しての取消料、違約料などが発生する場合があります、それらはすべてお客様にお支払いいただきます。)
- 2.当該変更により生じた旅行代金の増額、または減額はすべてお客様に帰属し、原則旅行開始日前までの当方が通知する期日までにそのすべてを精算していただきます。
- 3.利用する運送機関の契約書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額、または減額することがあります。当方は旅行代金を増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前15日目に当たる日より前までに通知します。

十五、お客様からの旅行契約の解除

1.お客様は、いつでも以下の取消料金を支払って旅行契約を解除することができます。ただし、年末・年始、ゴールデンウィークなどの繁忙期の取消料金は、以下の3.に準じます。また、以下の2.及び3.の取消料金が適用されない場合は、契約書面に別途記載します。イランへの旅行、及び各種のクルーズを含む旅行、特殊な旅行の取消(変更手続)料金は契約書面に準じます。以下の取消料金の適用はありません。

当該旅行契約成立後(正式旅行申込手続完了後)の旅行契約の解除には、お一人様当たり、4,000円(企画料金)をお支払いいただいた上で旅行契約を解除致します。ただし、イランへの旅行、及び各種のクルーズを含む旅行、特殊な旅行の場合はこの限りではありません。当該旅行の取消料金は、申し込み時に送信する各個別の契約書面に準じます。

2. 通常期の取消料金 (イラン旅行、各種のクルーズを含む旅行、特殊な旅行を除く)

旅行契約解除日	取消料金
1. 当該旅行契約成立後(正式旅行申込手続完了後) (2.~4.を除く)	4,000円(企画料金)
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前30日目に当たる日以降に取消をする場合 (3.~4.を除く)	旅行代金の20%
3. 旅行開始日の前々日以降に取消をする場合 (4.を除く)	旅行代金の50%
4. 旅行開始日、旅行開始後に取消をする場合、及び無連絡不参加	旅行代金の100%以内

※申し込み後の契約内容(手配内容)の変更により、旅行代金が増減した場合は、取消の時点での旅行代金の総額(増減後の旅行代金金額)を基準にして、取消料金を算出します。

3. 年末・年始、及びゴールデンウィークなどの繁忙期(契約書面に準じます)の場合の取消料金

(イラン旅行、各種のクルーズを含む旅行、特殊な旅行を除く)

旅行契約解除日	取消料金
1. 当該旅行契約成立後(正式旅行申込手続完了後) (2.~5.を除く)	4,000円(企画料金)
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前40日目に当たる日以降に取消をする場合 (3.~5.を除く)	旅行代金の10%
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前30日目に当たる日以降に取消をする場合 (4.~5.を除く)	旅行代金の20%
4. 旅行開始日の前々日以降に取消をする場合 (5.を除く)	旅行代金の50%
5. 旅行開始日、旅行開始後に取消をする場合、及び無連絡不参加	旅行代金の100%以内

※申し込み後の契約内容(手配内容)の変更により、旅行代金が増減した場合は、取消の時点での旅行代金の総額(増減後の旅行代金金額)を基準にして、取消料金を算出します。

4. お客様からの以下の事由による旅行契約の解除の場合においても、上記取消料金のお支払をいただきます。

- A. お客様の病気、親族の冠婚葬祭などの事由による変更・解除。
- B. 旅行参加者の交替・変更。(現地の地上手配のみの場合は、この限りではありません。その都度お問合せ下さい。)
- C. 渡航手続き、パスポート・ビザの発給などが旅行開始日までに完了できない場合の解除。
- D. 旅行の開始時期の3ヶ月以上先(または前)への変更の場合、または、旅行の内容により旅行の開始時期の変更が不可能な場合の解除。
- E. 外務省「海外危険情報」より、「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合においても、安全に対し適切な措置が取られると判断した場合には旅行を予定通り実施します。この場合のお客様からの旅行契約の解除。
- F. お客様が、その都合により旅行開始後、旅行の取り止め(一部分の変更や取り止めを含みます。)をする場合。この場合は権利放棄とみなします。
- G. その他のお客様の都合による旅行契約の解除、個別契約書面に記載の規定に準じて取消料金をお支払いただきます。

5. 前項 F において旅行開始後、その旅行途中において旅行を取り止め、お客様が出発地(日本など)へ戻るために必要な諸費用(交通費、通

信費など)は、すべてお客様の負担となります。

6.通信契約における旅行契約解除日とは、お客様からの通知(メール、ファックス)が当方に届き、当方にて当該旅行契約の解除についての通知が確認できた日・時とします。土・日・祝祭日、及び当方の営業時間外に届いた通知(メール、ファックス)は、翌営業日・時において有効(解除がなされた)とします。

7.電話での旅行契約の解除はお受けできません。旅行契約の解除の申し出は必ずメール、又はファックスで、当方の営業時間内にご通知下さい。

十六、お客様からの旅行契約の解除(取消料金をいただかない場合)

1.お客様は旅行開始前に、次に掲げる場合においては企画料金、または取消料金を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

A.旅行契約の内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

旅行開始日、または終了日の変更、入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の重要な変更。(契約書面に代替観光、あるいは変更がある旨の記載がされている場合はその限りではありません。)

B.運送機関の種類、または会社名の変更。(契約書面に、複数の運送機関の種類、名称が記載されている時、あるいは変更がある旨の記載がされている場合はその限りではありません。)

C.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更。(高いものへの変更はこの限りではありません。)

D.本邦内の旅行開始地たる空港、または旅行終了地たる空港の変更(利用航空会社の諸事情による変更はこの限りではありません。)

E.本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便、または経由便への変更。(利用航空会社の諸事情による変更はこの限りではありません。)

F.宿泊機関の「設備及び等級」の変更。(高いものへの変更はこの限りではありません。)

G.宿泊機関の種類、または名称の変更。(契約書面に、複数の宿泊機関の種類・名称が記載されているとき、名称の明記がないとき、あるいは変更がある旨の記載がされている場合はその限りではありません。)

H.旅行代金が増額されたとき。(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)

I.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき。(この場合は企画料金、及び各関係機関よりの取消料金が発生する場合はお客様にお支払いいただきます。)

J.当方がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

K.当方の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

十七、当方からの旅行契約の解除

1.当方は旅行開始前に、次に掲げる場合においてお客様にその理由を説明し、旅行契約を解除する場合があります。

A.お客様が病気、介助者の不在、その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められるとき。

B.お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または当該旅行の安全且つ、円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。

C.お客様が旅行契約の内容について合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

D.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当方の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に沿った旅行の安全且つ、円滑な実施が不可能なとき、または不可能となる可能性が極めて高いとき。(この場合は企画料金、及び各関係機関よりの取消料金が発生する場合はお客様にお支払いいただきます。)

E.お客様が旅行開始日前までの当方が定める期日までに旅行代金の支払いを完了しない場合は、当該期日の翌日をもって、お客様が当該旅行契約を解除したものとみなします。この場合お客様は、当方に対し取消料金の相当する違約金を支払わなければなりません。

F.お客様が、当方の定めた期日までに旅行申込書、その他の当方が提出を求めた必要書類の提出を完了しない場合は、当該期日の翌日をもって、お客様が当該旅行契約を解除したものとみなします。この場合お客様は、当方に対し取消料金の相当する違約金を支払わなければなりません。

2.当方は旅行開始後において、お客様にその理由を説明し、旅行契約の一部を解除する場合があります。

- A.お客様が病気、介助者の不在、その他の事由により当該旅行の継続に耐えられないとき。
 - B.お客様の旅行を安全且つ、円滑に実施するための添乗員、ガイド、その他の係りによる当方の指示への違背、他の旅行者に迷惑を及ぼし、または旅行の安全且つ、円滑な実施を妨げるとき。
 - C.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当方の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に沿った旅行の安全かつ円滑な継続が不可能となったとき。
- 3.前項 2.において、当方が当該旅行契約を解除した場合は、当方とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合、お客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当方の債務は、有効に弁済されたものとし、その料金はお支払いいただきます。
- 4.前項 2.において、当方が旅行契約を解除した場合は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスの部分にかかわる料金から、当該旅行サービスに対しての取消料金、違約金、その他のすでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。
- 5.前項 2.による契約の解除により、お客様が出発地（日本など）へ戻るために必要な諸費用（交通費、通信費など）は、すべてお客様の負担となりその支払いをしなければなりません。

十八、旅行代金の払い戻し

- 1.当方は、旅行契約が解除、または旅行代金が減額された場合においてお客様に対して払い戻すべき金銭が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しの場合、解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して当該金銭を払い戻します。
- 2.旅行代金の払い戻しは、全て日本国内あるお客様指定の銀行口座への振り込み返金とします。
- 3.お客様の都合による旅行契約の解除にかかわる旅行代金の払い戻しの場合、払い戻しの際にかかる振り込み手数料は、お客様の負担とします。

十九、当方の責任、及び免責事項

- 1.当方または手配代行者の故意、または過失によりお客様に損害を与えた場合はその損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して6ヶ月以内に当方に通知があった場合に限りです。
- 2.当方、または手配代行者の故意、または過失によりお客様の手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、21日以内に当方に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。ただし、現金、貴重品、重要書類（パスポートなど）、有価証券、壊れ物はその賠償の責任を負いません。
- 3.当方または手配代行者の故意、または過失によるものではなく、お客様が以下にあげるような事由により損害を被られたときは、当方はその責任を一切負いません。
- A.天候不良、天災地変、戦乱、暴動、テロ行為などによる旅程の変更、中止、及びお客様の身体、携行品などへの損害。
 - B.運送機関側の事由による大幅な遅れ（運行スケジュールの変更、フライトキャンセルを含みます）、運行休止、過剰予約受付（オーバーブッキング）による旅程の変更、中止。
 - C.宿泊機関等の旅行サービス提供の中止（オーバーブッキング等を含みます）による旅程の変更、中止。
 - D.官公署の命令その他、伝染病などによる隔離による旅程の変更、中止。
 - E.お客様の自由行動中、あるいは、現地にてお客様自身で申し込んだオプションツアーなどに参加中など、当方の手配にかかわる旅行サービスの提供を一切受けない日、時間帯での事故、その他の損害、またはその損害による旅程の変更、中止。
 - F.お客様が、集合時刻、出発時刻に遅れたことによる航空機、列車、船などへの乗り遅れ。
 - G.お客様が、当該サービスを受けるためのホテルバウチャー、航空券、列車の切符などのチケット類を紛失、盗難にあった場合。
 - H.お客様が予約の再確認（リコンファーム）を怠ったために予約を取り消され、航空券等が無効になった場合。
 - I.お客様がご自身の旅券が当該旅行に有効かどうかの確認を怠った、あるいは査証取得を出発までに行わなかったことにより出国、あるいは目

的国へ入国できなかった場合。

J. お客様の旅行中における当方、または手配代行者の関与しえない事由による不測の事態（疾病、傷害、盗難、その他の予期せぬ事故、災害）から受けるいかなる損害について当方が責任を負うものではありません。不測の事態により必要となった援助費用などの諸費用、及び日本のお留守宅から現地へのご連絡などにかかわる通信費等全ての費用はお客様の負担となります。

二十、旅程管理

1. 当方はお客様の旅行の安全且つ、円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対して以下にあげる業務を行います。ただし契約書面に記載のない内容や、特約を結んだ場合はこの限りではありません。

A. お客様が旅行中、当該旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められたときは、旅行契約に沿った旅行サービスが確実に受けられるために必要な措置を取る。

B. 前項 A. の措置を取ったにもかかわらず契約内容を変更せざるを得ない場合は、代替サービスの手配を行う、または旅行契約の内容を変更するときは、変更後の旅行サービスの内容が当初のものと同様になるように努めること、契約内容の変更が最少減になるように努める。

D. お客様は、旅行開始から終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全且つ、円滑に実施するための当方の指示に従わなければなりません。

E. お客様が当該旅行中に不測の事態に遭遇したことにより保護を必要とする場合は、当方は必要な措置を講ずる場合があります。ただし、この場合に要した諸費用は全てお客様の負担とし、必ず現地にてその費用の全額を各機関に直接お支払い下さい。（盗難、傷害、病気、事故・災害などの不測の事態による、通訳等の手配要請、通信費、その他の援助費用等を含む。）当方、及び手配代行者はその費用のお支払いについての立替は、原則的に致しません。

二十一、旅程保証

1. 当方は旅行契約の内容についての重要な変更（契約書面にその変更についての代替措置、或いは、変更がありうる旨の記載がされている場合はこの限りではありません。）が行われた場合は、標準旅行業約款・第三十条 旅程保証により、その変更の内容に応じて規定額の変更補償金を当該旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

2. 当方が、お客様に変更補償金を支払った後に当方の故意、または過失による責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更補償金を当方に返還しなければなりません。この場合、当方は、支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額を相殺した額を支払います。

二十二、特別補償

1. 当方に故意、または過失のあるなしにかかわらず、お客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、標準旅行業約款・特別補償規程に基づき、あらかじめ定める額の補償金、見舞金を支払います。

2. 旅行日程において、お客様が当方の手配にかかわる旅行サービスの提供を一切受けない日、時間帯（旅行地の標準時によります。）が定められている場合は、当該「受注型企画旅行参加中」とはなりません。自由行動中、オプションツアー参加中、契約書面に記載のない観光、送迎その他の当方の関与しないお客様の現地での個人的行動時間中は当該「受注型企画旅行参加中」とはなりません。したがって、当該日、時間帯に生じた事故による生命、身体または手荷物に被った損害については、補償金、見舞金の支払いはいたしません。

3. 旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害についての補償金、見舞金請求のために、現地で当該損害にかかわる公的証明書をお取り下さい。（医師の診断書、警察の盗難届け。その他の当該損害の公的証明書など）公的証明書類の提出がなされない場合には、補償金、見舞金の支払いが出来ない場合があります。

4. 当方がお客様に支払うべき補償金の額は、当方の故意、または過失による責任が発生することが明らかになった場合に支払う損害賠償金に相当する

額だけ縮減するものとします。

二十三、お客様の責任

- 1.お客様の故意、または過失により当方が損害を被ったときは、お客様にはその損害を賠償していただきます。
- 2.お客様は、当方から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。また、当方から提出される契約書面、その他の情報を保管しなければなりません。
- 3.お客様は、旅行開始後に、確定書面に記載されたサービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当方、または旅行サービス提供者等(手配代行者等)へその旨を申し出なければなりません。
- 4.お客様は、外務省海外安全情報ホームページ等を参考に現地事情を理解し、自らも安全な旅行の遂行に努めなければなりません。
- 5.お客様が、その都合により旅行開始後、旅行の取り止め(一部の変更や取り止めを含みます。)をする場合は、旅行地において速やかに当方、または旅行サービス提供者(手配代行者等)にその旨を申し出なければなりません。その際、未使用の航空券、列車の切符、ホテルパウチャー等がある場合は、必ず現地にて手配代行者等へご返却下さい。
- 5.お客様が現地にて手配代行者等へ、当該旅行契約の範囲外の手配要請をした場合は、必ず現地にてその費用の全額を各機関に直接お支払い下さい。(盗難、傷害、病気、災害、事故などの不測の事態による、通訳等の手配要請、通信費、その他の援助費用等を含む。)当方、及び手配代行者はその費用のお支払いについての立替は、原則的に行わないことを認識し、不測の事態に備えて当該旅行出発前までに、必ず自身で任意海外旅行保険等の各種損害保険に加入して下さい。お客様が損害保険未加入の場合、当方では当該旅行契約の申込みをお受けしない場合があります。

二十四、任意海外旅行保険、各種損害保険

- 1.旅行中における疾病、傷害、盗難、その他の予期せぬ事故、災害における損害については、当方がその責任を負うものではありません。事故、災害における補償は、各国、各機関(運送機関、宿泊機関等)の規定によるものとします。国によってはその補償の程度(範囲)が極めて低い場合があります。予期せぬ事態(損害)に備えて、任意の海外旅行保険等への加入をお勧めします。万が一不測の事態(疾病、傷害、盗難、その他の予期せぬ事故、災害など)が発生した場合に要した諸費用は、全てお客様の負担となります。

二十五、旅券・査証について

- 1.旅券の取得、及び現在お持ちの旅券が当該旅行に有効かどうかの確認、査証取得は旅行開始日までにお客様の責任で行ってください。

二十六、海外危険情報について

- 1.ご自身で、申し込み前に「外務省海外危険情報」、「外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」にて、渡航先の安全情報についてご確認ください。

二十七、保健衛生について

- 1.ご自身で、申し込み前に「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ: <http://www.forth.go.jp/>」にて、保険状況についてご確認ください。

二十八、現地での買い物について

- 1.現地で、観光中・送迎中に現地ガイドなどが、土産店にご案内することがありますが、ご不用な場合は、キッパリとお断り下さい。当方では、一切土産店へのご案内には関知しておりませんので、お客様ご自身の責任でご購入ください。したがって、当方では、ご帰国後のお買い上げ商品の交換や返品等の取次ぎは一切いたしません。
- 2.ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入にはご注意ください。

二十九、個人情報の取扱い

1.当方は、旅行の申し込みの際に提出された旅行申込書に記載されたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において、手配代行者、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

三十、その他

1.申し込み時に送信する契約書面、及びこの取引条件説明書に定めのない事項は、「標準旅行業約款 受注型企画旅行契約の部」、及び一般に確立された慣習に準じます。

2.「申込み方法」、「旅行日程」、「旅行サービスの手配内容」、「旅行条件」、「申込金の額」、「旅行条件の基準期日」、「旅行業登録票」は、申し込み時に送信する契約書面でご確認ください。当該旅行契約の各種の規定、条件の詳細は申し込み時に送信する個別の契約書面に準じます。